

# 空気調和機器稼働事業のお知らせ

～住宅防音工事で設置したエアコン等の使用に伴う電気代の一部補助について～

## 交付対象者

厚木・浜松飛行場周辺で南関東防衛局の助成による住宅防音工事を実施した住宅に居住している方のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方は、住宅防音工事により増加した電気の基本料金及びエアコン等の使用により増加した電力量料金の一部補助が受けられます。

※ この補助金は、生活保護法上、収入として認定されない取扱いとなっているため、この補助金を受けられても生活扶助費は減額されません。

## 補助の対象となる経費

稼働費と地方事務費を合算した額が補助額となります。

(1) 稼働費（補助限度額：10,470円）

次のアとイを合算した額が稼働費となります。

- ア 住宅防音工事で設置したエアコン等の使用に伴い増加した、補助対象期間における電気の基本料金。  
補助対象期間：原則として、3月分から翌年2月分までの期間。
- イ 住宅防音工事で設置したエアコン等の使用に伴い増加した、補助対象期間における電力量料金。  
補助対象期間：原則として、毎年6月から9月までの期間。

(2) 地方事務費

補助金交付申請書の郵送費 84円

## 申し込み方法

補助を希望される方につきましては、令和4年10月28日までに以下の相談窓口までお問い合わせください。

### 相談窓口となる国の機関

南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課

TEL 045-211-7113

所在地：〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

（最寄駅：横浜高速鉄道みなとみらい線 馬車道駅 徒歩1分）